

令和3年度
『杉並区外部評価委員会』
報告書

令和4年3月



杉並区

目 次

はじめに	1
第1章 外部評価の概要	2
1 施策評価・事務事業評価	2
2 財団等経営評価	3
第2章 外部評価結果	4
1 外部評価対象施策等	4
2 外部評価結果及び所管の対処方針	5
○施策評価	5
○事務事業評価	24
○財団等経営評価	32
第3章 まとめ	34
1 令和3年度評価を終えて	34
(1)令和3年度の外部評価について	34
(2)行政評価制度について	35
2 各委員の主な意見	36
資料編	
資料1 外部評価委員会 委員名簿	41
資料2 令和3年度外部評価委員会の活動	41
資料3 杉並区外部評価委員会条例	42

はじめに

杉並区外部評価委員会は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として平成14年9月に発足し、今年度は20回目を数えます。

区は、令和3年度に新しい「杉並区基本構想」を策定し、今後概ね10年後を展望した杉並区が目指すまちの姿を「みどり豊かな すまいのみやこ」としました。また、これを実現するための具体的な道筋である9か年の計画「総合計画」及び財政上の裏付けを持つ3か年の計画「実行計画」を策定し、令和4年4月から時代や環境の変化に対応した区政を一層推進していくこととなります。

この10年、東日本大震災の被災地の復興支援や、保育待機児童ゼロの実現、今般のコロナ禍への対応など、杉並区は様々な課題に向き合い、その解決に当たってきました。一方で、新しい総合計画等の取組に加え、感染対策と社会経済活動の両立を図る新型コロナウイルス対応など、区を取り巻く状況は依然として楽観できるものではないと考えられます。

こうした区政を取り巻く社会経済状況の変化や新たな課題に対して、より効果的・効率的な区政運営を行うためには、予算や人材などの資源を有効活用するとともに、説明責任と区政の透明性を確保することが不可欠であり、職員一人ひとりの意識改革や能力向上により組織力を高めていくことが必要です。

行政評価・外部評価がその実現のために大きな役割を果たすとともに、評価の結果を区民の皆様にご覧いただき、区政への関心を高め、区政参画の一助にさせていただけることを願っております。

外部評価の対象となった所管課の皆様には、お忙しい中、ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。また、区の職員が本報告書を今後の取組の参考としていただくことと併せて、区民の皆様がご覧になることで、当委員会の活動が区政の発展に役立つことを期待します。

令和4年3月
杉並区外部評価委員会委員一同

第1章 外部評価の概要

外部評価は、区が実施した施策評価、事務事業評価及び財団等の経営評価について、杉並区外部評価委員会(以下「当委員会」)が第三者の視点から再評価を行うものです。

1 施策評価・事務事業評価

(1) 外部評価の対象

当委員会では、区が令和2年度の取組に対し自己評価した32施策及び全事務事業の中から5施策及び4事業を外部評価の対象としました。(4ページ参照)

(2) 外部評価の進め方

外部評価をする際は、選定した施策評価表と、この施策を構成する事務事業の評価表及び選定した事務事業評価表(令和2年度重点事業を含む事務事業又は施策を構成しない事務事業から選定)の自己評価を確認するとともに、関連資料にも目を通すなど必要な調査を行いました。さらに、所管課に対するヒアリングを通じた意見交換による現状把握を行いました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現地視察は行わず、ヒアリングもオンライン形式を中心に実施しました。

〈評価対象数〉

	施策評価	事務事業評価
区の評価対象数	32施策	639事務事業 〔施策を構成する事務事業 430事業〕 〔施策を構成しない事務事業 209事業〕
外部評価対象数	5施策	59事務事業 〔施策を構成する事務事業 55事業〕 〔令和2年度重点事業を含む事務事業 1事業〕 〔施策を構成しない事務事業 3事業〕

(3) 外部評価の視点

外部評価では、目標値の達成度、指標の適切性、費用対効果や効率性、区民サービスの向上などに対する評価の視点や課題認識が適切かといった観点から評価を行いました。また、評価表の記載などについても、分かりやすい内容となっているか、分析結果を目標達成に向けた改善や見直しにつなげているかなどといった点から評価を行いました。

なお、施策評価における「今後の施策の方向」については、施策目標達成に向けた中長期(概ね3年～5年程度)の視点に立って自己評価を行うこととなっており、外部評価においても、この考え方に基づいて、区の自己評価が適切か確認しています。

今後の施策の方向の各項目の定義は以下のとおりです。ただし、現在の総合計画等の計画終期が令和3年度であることから、今年度の外部評価は、令和3年度の目標達成に向けた視点から評価を行いました。

「今後の施策の方向」の項目別定義

項目	定義
拡充	コストを増やし、成果をさらに上げる
サービス増	コスト維持のまま、効率化や手法の転換等により成果を向上させる
現状維持	コスト・成果とも現状を維持する
効率化	コストを削減する一方で、効率化や手法の転換により成果を維持する
縮小・統廃合	コストを削減して、成果も縮小する（サービスの縮小または他施策に統合）

2 財団等経営評価

(1) 外部評価の対象

区は、財政的な支援などを行っている6団体に対する経営評価を行いました（令和3年5月～8月）。当委員会では、その中から、一般財団法人杉並区交流協会の1団体を外部評価の対象としました。

(2) 外部評価の進め方

外部評価の際は、財団等経営評価表（財務状況の概要、事業分析等）を確認するとともに、団体や所管課に対するヒアリングを通じた意見交換を行いました。ヒアリングは、施策評価・事務事業評価と同様にオンライン形式を中心に実施しました。

(3) 外部評価の視点

外部評価では、団体や所管課が実施した経営評価などをもとに、それぞれの事業目的の達成に向けて効率的かつ計画的な取組がなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価するとともに、評価表の記載などについても、分かりやすい内容となっているか、分析結果を目標達成に向けた改善や見直しにつなげているかなどといった点から評価を行いました。

(参考)財団等経営評価に対する外部評価

財団等経営評価実施団体	外部評価実施年度				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団		○			
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団				○	
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会			○		
公益社団法人杉並区シルバー人材センター					
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク	○				
一般財団法人杉並区交流協会(旧杉並区交流協会)					○

第2章 外部評価結果

1 外部評価対象施策等

(1) 施策(5施策)

目標	施策番号・施策名		頁
暮らしやすく快適で魅力あるまち	5	良好な住環境の整備	5
健康長寿と支えあいのまち	14	高齢者の地域包括ケアの推進	9
人を育み共につながる心豊かなまち	24	子ども・青少年の育成支援の充実	13
人を育み共につながる心豊かなまち	28	地域と共にある学校づくり	16
人を育み共につながる心豊かなまち	30	文化・芸術の振興	20

(2) 事務事業

○令和2年度重点事業を含む事務事業(1事業)

事務事業整理番号・事務事業名		頁
60	地域住民活動の支援	24

○施策を構成しない事務事業(3事業)

事務事業整理番号・事務事業名		頁
295	児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策	26
299	多胎児家庭支援事業	28
466	教育ビジョンの策定	30

(3) 財団等経営評価(1団体)

団体	頁
一般財団法人杉並区交流協会(旧杉並区交流協会)	32

2 外部評価結果及び所管の対処方針

施策5 良好な住環境の整備

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和2年度 事業費(決算額)
031	阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり推進事業	157,014
363	まちづくり施策の総合的な推進	441
364	用途地域などの案内調整	2,266
365	都市計画道路公園緑地の案内調整	6,053
369	地区整備計画	37,850
373	まちづくり活動の支援	665
378	区営住宅の住環境整備	99,404
379	区営住宅の提供	271,798
380	高齢者住宅の提供	531,541
381	都営シルバーピアの運営	28,963
382	高齢者等アパートの提供	24,413
383	マンションの適正な管理	1,841
384	住宅修築資金の融資あっせん	121
385	区営住宅整備基金の積立金	159,112
386	住宅施策の推進	7,712
395	空家等対策の推進	8,222

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策5 良好な住環境の整備

施策目標 (令和3年度の姿)	○地域特性に応じた良好な住環境の保全・形成が進み、質の高い住宅都市「住み続けたいまち、住んでみたいまち」杉並として幅広く認識されています。また、歴史・文化、自然などの価値ある場所がネットワーク化され、まちの魅力・価値が高まっています。 ○区民が良質な住宅と良好な住環境の中で、ゆとりある住生活が送れるようになっていきます。 ○まちづくりに関する諸制度的確な運用により、良好な市街地形成が進んでいます。
--------------------------	--

		令和2年度目標	令和2年度実績	目標値(令和3年度)
成果指標	住環境に満足する区民の割合	94.0%	92.6%	95.0%
	最低居住面積水準未満の住宅に住む世帯の割合	12.0%	15.7%	5.0%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	<p>杉並区居住支援協議会の事業である住宅確保要配慮者に対するアパートあっせん事業では、申請件数は減少傾向にあります。物件情報提供率は92.7%と高い水準を維持しています。</p> <p>空家等の対策については、周辺環境に著しく影響がある特定空家等に対し、令和2年2月から開始した除却等の行政代執行を完了させ、これまで区が判断した全ての特定空家等について問題が改善しました。また、特定空家等に準じる老朽危険空家の除却工事費を助成し、所有者による自発的な除却を促すとともに、相続人不存在のため管理不全となった空家等について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、相続財産管理人の選任申立を新たに行うなど、管理不全な空家等の改善を図りました。</p> <p>区有の既存住宅ストックである区営住宅については、積極的な長寿命化工事を行い、引き続き有効活用を図るとともに、居住者の高齢化への対応を進めています。</p> <p>まちづくり施策では、「阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画」などの地区計画の既決定区域内では、地区計画の内容に沿った建築計画の届出により、良好な住環境の形成を誘導します。また、まちづくりイベントの開催やまちづくりだよりの発行等により、まちづくりの取組に対する区民理解が深まっていることから、今後もより理解を深める取組を継続して行います。</p>
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>今後の施策の方向</p> <p style="text-align: center;"> <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p>
今後の進め方	<p>住宅確保要配慮者に対する高齢者等アパートあっせん事業や居住支援事業を引き続き実施することにより、福祉の向上と住みやすい地域づくりを目指します。</p> <p>空家等の対策については、空家等の発生抑制と適正な管理について広く周知するとともに、管理不全な特定空家等の問題解決のため、杉並区空家等対策協議会の意見を踏まえ、適切に対応します。空家等の利活用に関わる課題整理やノウハウの収集のため、杉並区居住支援協議会や空家等に関するセミナーを行う事業者と連携し、引き続き空家等利活用モデル事業を行います。また、「東京都におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく管理状況届出制度の運用により、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進します。</p> <p>区営住宅については、誰もが暮らしやすい環境を作るため、バリアフリー対策や長寿命化工事により快適な住環境を整備するとともに、高齢者・障害者・子育て世帯の入居を支援するために、優遇抽せんを引き続き実施します。</p> <p>まちづくり施策については、地域におけるまちづくりの機運の高まりや取組等を的確にとらえ、地区計画制度等を活用したまちづくりの推進を図るなど、地域特性を踏まえた土地利用の実現を目指します。</p>

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>○まちづくりや都市計画分野においては、デジタル化を推進することで、区民等の利便性の向上、蓄積情報の整理・有効活用が大いに期待される場所であるが、区としていかなる認識のもとにどのような対応を進めようとしているのかといった方向性を示すことが求められると考える。</p>
<p>今後の施策の方向 (中長期)</p>	<p style="text-align: center;">○ 拡充 ○ サービス増 ● 現状維持 ○ 効率化 ○ 縮小・統廃合</p>
<p>評価表の記入方法 などについての評価</p>	<p>○成果指標として「住環境に満足する区民の割合」が位置付けられているが、住環境への満足度を左右する要素は種々あるにもかかわらず、成果指標につながる活動指標がいずれも特定の者を対象とした住宅という箱物の維持管理やあっせん申請件数(住宅セーフティーネット)に係るものとなっている。活動指標が極めて限定的であり、それらの達成のみで成果指標の達成が実現できるものではないことから、活動指標の見直しが必要ではないか。施策目標に照らしても活動指標が適切であるとは思えない。</p> <p>○施策の活動指標(1)の「長寿命化修繕工事の工事か所数」は、区営住宅を対象とした指標のようであるが評価表 I からはいかなる住宅を対象としたものなのかが分からない。個別の事務事業に係る指標についても同様のケースが散見される。指標を表す際には区民等が容易かつ正確に意味するところが理解できる表現を工夫されたい。</p>
<p>施策を構成する事務 事業についての意見</p>	<p>○「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり推進事業」(整理番頭031)については、区民から自然の保護に関する要望・意見や情報公開請求が寄せられている旨の記載があるが、それに区としてどのように対応しているのか、いかなる情報をどのようなタイミングと方法で公表・提供していくのかも合わせて記載されると良いと考える。</p> <p>○「まちづくり活動の支援」(整理番号373)について、活動指標と成果指標がまったく同じものが設定されている。本事業においては、まちづくりに取り組む団体の成熟度に応じて段階を設けて助成を行っているとのことであり、ステップアップの状況を成果指標にするといったことも考えられるのではないか。</p> <p>○「区営住宅の住環境整備」(整理番号378)について、区営住宅の長寿命化やバリアフリー化を図る事業とのことだが、そうした機会を捉えて、いかに区営住宅の環境性能の向上やCO₂の削減に資する断熱性能の向上といったことも併せてやっていくことが求められる時代となっており、そうした視点も組み込んでいく必要がある。</p> <p>○「住宅施策の推進」(整理番号386)について、本事業の実施に当たり「杉並区居住支援協議会」が設立されているとのことであるが、区と同協議会との関係性、事業の実施主体、役割分担などがどのようになっているのかが、評価表からは分からない。実態の明確化を図るとともに、組織のあり方も含めて、検討される必要があるのではないか。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【施策内容への評価について】 ○委員のご意見のとおり、国においても3次元デジタルデータの活用など、建築・土木分野でのDX化が推進されています。住宅を含むまちづくり分野においても、良好な住環境の整備に資するためにできることから、インフラ整備に関連する業務の効率化・高度化に取り組んでまいります。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価について】 ○現行計画等では「住環境」について住宅の供給を主軸として施策評価していましたが、新しい総合計画では「住環境」をハードとソフトの両面からまちづくりと捉えて施策評価するよう変更します。今後、委員のご意見も踏まえ、成果指標と活動指標に不整合のないよう活動指標を検討していきます。 ○施策の活動指標(1)の「長寿命化修繕工事か所数」は、ご指摘のとおり区営住宅を対象としていました。新しい総合計画では、指標の示すところを分かりやすく記載するよう努めます。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見について】 ○「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり推進事業」(整理番号031)について 施設整備方針や土地区画整理事業、自然の保護に関する情報など、内容ごとにホームページで情報提供を行っています。今後、事務事業を評価する際には、ご指摘を踏まえ、より分かりやすい記載に努めてまいります。 ○「まちづくり活動の支援」(整理番号373)について 活動指標と成果指標にまったく同じものが設定されているというご意見について次のように対処いたします。活動指標は現在と変更なく(1)活動助成団体数と(2)コンサルタント派遣団体数とします。成果指標については、区が助成団体に対して活動報告の際アンケートをとるなどして、活動支援助成の有効性について把握できる指標に変更します。成果指標(1)活動助成により活動が充実したと回答した助成団体の割合、(2)コンサルタント派遣により活動が充実したと回答した助成団体の割合、といたします。 ○「区営住宅の住環境整備」(整理番号378)について 国や都においても脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進しているところですので、区におきましても委員のご指摘のとおり、地球環境の保全に配慮した視点を取り入れていく必要があると考えます。 ○「住宅施策の推進」(整理番号386)について 杉並区居住支援協議会(以下「協議会」という。)は、不動産関係団体や居住支援団体等から成る会議体で、協議会の意見を反映しながら、事務局である区が高齢者等アパートあっせんなどの事業を実施しています。住宅確保要配慮者に対する支援は、住まい探だけでなく、福祉分野の所管課との連携が必要なことから、現在の協議会を組織しています。今後も引き続き、居住支援や不動産事業等の専門家と意見を交わしながら、住宅確保等要配慮者への居住支援を行ってまいります。</p>
------	--

施策 1 4 高齢者の地域包括ケアの推進

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和2年度 事業費(決算額)
1 2 9	地域福祉活動の推進	2,500
1 5 3	高齢者保健福祉施策の推進①	436
1 5 5	介護老人福祉施設運営助成	6,200
1 6 1	介護保険事業者の指定及び指導	1,315
1 6 2	介護保険事業者支援	73,633
1 6 3	日常生活支援サービス	30,952
1 6 4	見守りサービス	56,000
1 6 5	高齢者緊急ショートステイ	8,818
1 6 6	高齢者援護	4,219
1 6 7	地域包括支援センターの運営管理	53,082
1 6 8	地域認知症ケアの推進	943
1 6 9	介護保険住宅改修の理由書作成に対する助成	24
1 7 0	介護サービス利用低所得者の負担軽減	9,460
2 2 8	高齢者在宅サービスセンター等の維持管理	61,405
6 0 6	介護保険制度の趣旨普及	18,600
6 1 5	介護予防・生活支援サービス事業	814,239
6 1 6	介護予防ケアマネジメント事業	107,460
6 1 8	総合相談	317,727
6 1 9	権利擁護	23,760
6 2 0	包括的ケアマネジメント支援	340,700
6 2 2	生活支援体制整備	9,561
6 2 3	認知症総合支援	6,313
6 2 4	家族介護支援事業等	420,120
6 2 5	審査支払手数料	2,409

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策14 高齢者の地域包括ケアの推進

施策目標 (令和3年度の姿)	○高齢者が住み慣れた地域で在宅での日常生活を継続できるよう、医療・介護のサービスを中心に、生活を支援する様々なサービスが適切に提供されています。 ○介護保険制度をはじめとしたサービスだけでなく、地域の多様なサービスの担い手が要介護高齢者とその介護者の生活を支えています。 ○早期発見・早期対応を軸とした認知症対策が実施され、認知症高齢者の在宅生活を支え家族を支援することで、認知症になっても在宅で安心した生活が送れています。
--------------------------	--

		令和2年度目標	令和2年度実績	目標値(令和3年度)
成果指標	要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	78.0%	71.4%	80.0%
	在宅介護を続けていけるとする介護者の割合	84.5%	87.9%	85.0%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)		<p>地域包括支援センター(ケア24)では、地域包括ケア推進員を中心にそれぞれの地域特性に応じた医療と介護の連携、認知症対策、生活支援体制整備の取組を進めました。</p> <p>また、地域ケア会議の実施を通じて、個別の課題の検討からケア24ごとの地域生活課題の抽出・共有・検証が行われるなど、地域包括ケアシステムのネットワークの構築に向けた取組も進めました。</p> <p>認知症の早期発見・早期対応のため、認知症サポート医による物忘れ相談を拡充し、認知症支援コーディネーターによる支援や認知症初期集中支援チームを3箇所の医療機関に委託し、専門医・医療介護の多職種による支援体制を整え、相談支援体制の充実を図りました。</p> <p>生活支援体制整備については、区全域を対象とする第1層協議体とケア24の各圏域の第2層協議体が連携し、地域の支えあいによる生活支援の仕組みづくりが進みました。</p> <p>高齢者が地域で孤立することがないよう、安心おたっしや訪問やたすけあいネットワーク(地域の目)、緊急安全システムなどを利用した重層的な見守りを行い、医療や福祉等の支援につなげることができました。高齢者とその家族に、区独自の日常生活支援事業や家族介護支援事業を行い、在宅介護を支える事業の提供を行うことができました。</p>
改善・見直しの方向(中長期)	今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
今後の進め方		<p>今後も地域包括支援センター(ケア24)に配置した地域包括ケア推進員を中心として、生活支援体制整備や認知症対策、医療と介護の連携などを推進します。ケア24の機能強化を図りながら関係部署と連携し、地域共生社会の基盤となる地域包括ケアシステムの強化により包括的な支援体制の構築を目指します。認知症になっても自分らしく生活が続けられるよう、認知症施策推進大綱に基づき認知症理解の普及啓発を行うとともに、「もの忘れ予防検診」による早期発見、ケア24などでの物忘れ相談や認知症初期集中支援チームによる訪問支援の実施などの早期対応に向けた体制・連携強化を図ります。</p> <p>生活支援体制整備については、第2層協議体を中心に、多様な関係団体のネットワークづくりや高齢者を含めた住民同士が支え合う仕組みを整備し、拡充を図ります。</p> <p>高齢者が地域で孤立しないよう安心おたっしや訪問や緊急安全システム、たすけあいネットワーク(地域の目)など多様な方法で重層的な見守りを継続していきます。日常生活支援事業、家族介護支援事業等を通じて、高齢者とその家族が安心して地域で住み続けられるよう、また、サービスを必要とする方が適切にサービスを利用できるよう、制度の周知に努め、多様化する高齢者と介護者のニーズを把握し、サービスの見直しや更なる支援を検討します。</p>

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>高齢者の地域包括ケアの推進の施策全体のキーとなる2つの成果指標の一つとして要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている割合が設定されていますが、過去3年間で目標値は上昇しているにもかかわらず、実績値は逆に低下傾向にあります。その原因についての分析が十分に行われておらず、施策評価表に当該原因の記載がされておられません。原因分析をしっかりと行って、それに対する対応策を記載すべきと思われます。</p>
<p>今後の施策の方向 (中長期)</p>	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
<p>評価表の記入方法 などについての評価</p>	<p>指標の適切性について</p> <p>①以下の活動指標について、計画比100%がほぼ決まっている指標と思われます。より努力目標的な活動内容を活動指標として選択すべきと思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの運営管理の活動指標が、地域包括支援センター数となっている。 ・包括的ケアマネジメント支援の活動指標の地域包括ケア推進員配置数となっている。 ・生活支援体制整備事業の活動指標が、生活支援体制整備連絡協議会開催回数となっている。 <p>また、その他会議数が活動指標となっており、計画比100%がほぼ決まっているもの(認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会の実施回数等)についても、会議で決まった活動内容を活動指標に設定できないか検討すべきと思われます。</p> <p>②介護サービス利用低所得者の負担軽減の活動指標として負担軽減受給者数、成果指標として一人当たりの年間助成金額を設定しています。本来、活動指標と成果指標は連動性が必要で、活動指標が向上することにより、成果指標も向上するという関係性が成り立つよう指標を設定すべきところ、負担軽減受給者数が多くなれば、一人当たりの年間助成金額が増加するという連動性はなく、活動指標と成果指標の設定に不整合が生じています。助成金額総額＝受給者数×一人当たりの年間助成額という式から、受給者数と一人当たりの年間助成額の両方を増加させると助成金額総額が増えるという関係であり、受給者数と一人当たりの年間助成額は並列の関係にあることから活動指標と成果指標の見直しを行うべきと思われます。</p> <p>③介護保険住宅改修の理由書作成に対する助成で、活動指標として助成金交付件数、成果指標として住宅改修費支給件数を設定しています。助成金交付件数は、過去2年間の実績で8件、12件とかなり少なく、改修費支給件数に対しての割合は1%に満たないものとなっており、活動指標と成果指標の連動性がかなり低いものとなっています。助成金交付件数を成果指標、それを周知するための活動を活動指標とする等活動指標と成果指標の見直しを検討すべきと思われます。</p> <p>④「総合相談」の活動指標として地域包括支援センター延べ相談数、成果指標として高齢者実態把握数を設定しています。前者がセンターでの相談件数で、後者が訪問における基本情報の把握数ということで、活動指標と成果指標の連動性がないと思われます。活動指標と成果指標が連動性を持つよう指標の見直しを行うべきと思われます。</p> <p>⑤高齢者の地域包括ケアの推進の施策全体の活動指標の一つとして認知症サポーター養成講座開催回数が設定されていますが、それを受講された総人数やサポーター合計数の方がより成果指標に対して適切な活動指標と思われます。</p>
<p>施策を構成する事務事業についての意見</p>	<p>高齢者援護に関し、令和2年度の活動指標としての養護者支援事業利用者数が31人の実績に対し、常勤職員数が7.93人と多めとなっています。また、令和3年度の計画では、高齢者援護のメインの心の相談の活動が他に移ることに伴い、残る作業は徘徊等の緊急一時保護や老人福祉に基づく措置事務で、令和2年度のサービス提供も実績でもそれぞれ10名以下とわずかな活動となるため活動指標、成果指標は設定されていません。それにもかかわらず、令和3年度の常勤職員数が2.5人となっており、人数の見直しが必要と思われます。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針

【施策内容への評価について】

高齢者が住み慣れた地域で在宅での日常生活を継続できることが施策目標の一つであり、施策目標を達成するための成果として設定しています。一方で、要介護3以上である場合は、特別養護老人ホームへ等への入所が可能であり、同施設の整備が進み、緊急性の高い入所希望者は入所しやすい状況になっています。このような状況等も踏まえ、今後は、指標の分析を行い、目標達成に向けて、要因を検証し、その結果を施策評価表へ記載を希望し、考えてまいります。さらに、同成果指標は、新しい総合計画においても施策の成果指標として設定し、目標達成に向け、取組を進めてまいります。

【指標の適切性について】

①「地域包括支援センターの運営管理」及び「包括的ケアマネジメント支援」並びに「地域認知症ケアの推進」等の活動指標については、より努力目標的な活動内容を示した指標を検討してまいります。

また、「生活支援体制整備」の活動指標については、令和3年度の生活支援体制整備連絡協議会で協議体本体に加えて、具体的な取組を検討し、第2層を支援する部会を設置いたしました。そのようなことから、「生活支援体制整備連絡協議会及び部会開催回数」とし、取組状況に応じて開かれる部会の開催回数を追加し、活動指標とすることを検討してまいります。

②介護サービス利用低所得者の負担軽減の活動指標と成果指標については、ご指摘のとおり活動指標と成果指標に連動性がなく、成果指標は助成額総額とした方が適当だと思っておりますので、今後はそのように変更します。

③介護保険住宅改修の理由書作成に対する助成の活動指標と成果指標については、住宅改修を行う方で、居宅介護支援の提供を受けていない方がそもそも少ないことから、確かに活動指標と成果指標の連動性が低くなっておりませんが、この制度を活用することで、居宅介護支援の提供を受けていない方への住宅改修費の支給につながっていること、他に適当な指標がないことから、住宅改修の支給件数を成果指標としています。

居宅介護支援の提供を受けていない方の理由書は主にケア24(地域包括支援センター)で作成しておりますが、理由書作成の対象者が極めて限定されること、区全体の住宅改修の給付実績も減少傾向にあることから、ケア24以外の事業所等への積極的な周知はなじまず、周知活動を活動指標とすることは困難であると考えます。ただ、ケア24の中でも活用実績に偏りがあるため、今後はケア24に対する周知に努めていきます。

④「総合相談」の活動指標及び成果指標については、その連動性をもつように成果指標は事業評価の点数とする見直しを検討いたします。

⑤「高齢者の地域包括ケアの推進」の施策の活動指標については、施策の活動量として認知症サポーター養成者数などの適切な指標に見直しを行ってまいります。

【施策を構成する事務事業についての意見】

高齢者援護について、虐待防止に関する事業が在宅医療・生活支援センターに移管され、残る業務は徘徊等による緊急一時保護及び老人福祉法に基づく措置事務とともに、高齢者の権利擁護を図るため成年後見人区長申立事務もあり、令和3年度については常勤職員2.5人で行っております。ご指摘のとおり、来年度については、事業移管後の適正な人員配置について検討してまいります。

施策 24 子ども・青少年の育成支援の充実

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和2年度 事業費(決算額)
247	青少年育成	6,482
248	青少年の自立応援・社会参加事業	13,641
274	学童クラブ事業	840,341
275	児童健全育成事業②	207,659
277	子ども国内交流事業	0
282	次世代育成基金の運営	10,378
290	子どもプレーパーク事業	6,070
310	学童クラブの整備	104,136
311	富士見丘小学校学童クラブの整備	5,047
312	阿佐谷児童館の移転整備①	44,051

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策24 子ども・青少年の育成支援の充実

施策目標 (令和3年度の姿)	○子ども・青少年が、自主性・社会性などを身につけ、夢を描きながら健やかに成長するための支援の仕組みづくりが進んでいます。 ○学童クラブや放課後等の居場所の整備が推進され、地域の人や団体の支援を受けながら児童の健全育成環境の充実が図られ、安心して働きながら子育てができる環境が整っています。
-------------------	---

		令和2年度目標	令和2年度実績	目標値(令和3年度)
成果指標	将来の夢・目標が定まっている子ども(高校生)の割合	74%	53.1%	75%
	学童クラブ待機児童数	0人	233人	0人

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	令和2年度に合計241名の受入拡大の整備を図った学童クラブ4所については、令和3年4月の待機児童が解消しました。一方、全体としては233名(令和2年4月比9名減)の待機児童が発生しており、引き続き、各学童クラブの状況等に応じた受入数の拡大に取り組んでいく必要があります。 小学生の放課後等居場所事業は、令和2年4月から新たに5校(累計9校)で実施するなど、「区立施設再編整備計画」に基づく取組を進めました。 次世代育成基金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、基金を活用した事業は4件(令和元年度比9件減)の実施に留まりました。また、イベントの中止などによる募金活動の機会減も影響し、寄附件数及び金額も減少しました。しかし、基金の趣旨に対する理解は深まっており、コロナ禍においても、実施した基金活用事業への参加希望者は多く、また、寄附件数も一定の水準で維持されています。					
改善・見直しの方向 (中長期)	今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> サービス増	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 効率化	<input type="radio"/> 縮小・統廃合
	今後の進め方	今後の学童クラブの需要予測を踏まえ、引き続き「区立施設再編整備計画」等に基づく取組を進め、学童クラブの待機児童解消を図るとともに、小学生の放課後等居場所事業の計画的な実施校拡大等により、子どもの居場所の充実に取り組みます。また、学童クラブの運営については、運営の質の確保に一層注力することとし、今後も効率的な運営を図るため、その整備にあわせて民間事業者への委託を進めます。 次世代育成基金については、令和3年度に創設から10年目を迎え、区民の認知度も上がってきました。しかし、基金を活用した事業を継続するためには、一定額の基金を維持する必要があります。本基金制度に対する区民等の理解と支援をより一層得られるよう、寄附勧奨の取組を継続していきます。				

【外部評価】

施策内容への評価	放課後などの居場所確保という側面だけでなく児童・こどもの成長という観点から学童クラブなどの機能を把握する必要がある。保育士の資格保有者が杉並区は多いようであるが、学童においてどうか検討したり、学生やボランティアの活用も考慮し、学習や成長を支援する質の改善を図る必要がある。成果指標の将来の夢・目標を持っている子どもの比率が目標値を20%程度下回っていることを踏まえた評価と対策が必要ではないか。次世代育成基金については今後基金の運用についても取り組むことが重要である。
今後の施策の方向 (中長期)	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	活動指標と成果指標が対応していない。学童クラブと将来の夢・目標を持つ子どもを支援することは成果指標にあるが、活動指標(1)にかかる児童施設の利用者層は高校生だけではない。
施策を構成する事務 事業についての意見	学童クラブと児童館などの施設運営が主たる事業になっているが、委託の増加に伴い委託業務の質の確保とAI等の活用による作業の効率化や学習支援、小学校との情報の共有化が求められると思われる。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【施策内容への評価について】 ○小学生の放課後等の居場所づくりにおいては、ご指摘のとおり、ハード面の整備のみならず、学童クラブ等の運営を通じて子どもの成長支援を図ることができているかという視点も重要であると考えています。こうしたことから、今後も、学童クラブ等の運営に当たっては、児童福祉法の理念にのっとり、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもが主体的に遊べる環境を確保することで、子どもの自主性・社会性・創造性を育めるよう取り組んで参ります。 ○また、支援に当たっては、保護者や地域住民、ボランティア等の一層の参画を得るとともに、学童クラブの運営の質を確保する取組も推進する予定です。 ○次世代育成基金を含む区の基金は、会計課が「杉並区資金管理計画」等に基づき適切に運用しているところですが、所管においては、当該基金を活用した事業を安定的・継続的に実施していくため、基金の趣旨の一層の周知と寄附勧奨に努めて参る考えです。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価について】 ○次期総合計画においては、子どもの居場所づくりに重点を置いて、施策体系を見直すこととしています。小学生から中・高校生までの育成支援に係る新たな施策では、児童期の成長段階にある小学生を中心に据えつつ、施策を推進していくこととしています。施策の目標達成に向けた活動指標と成果指標の設定に当たっては、ご指摘の内容も踏まえ、小学生の放課後等居場所事業の利用者数を活動指標に、その利用の満足度を成果指標にしていく予定です。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見について】 ○区においても、学童クラブの運営の質の確保や効率化等は必要なことであると認識していることから、今後の新たな取組として、令和4年度から、運営の質の維持・向上に資するよう、福祉サービス第三者評価を導入するとともに、令和6年度から、学童クラブに、児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入することを計画しています。</p>
------	---

施策28 地域と共にある学校づくり

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和2年度 事業費(決算額)
465	新しい学校づくりの推進	67
467	地域運営学校等推進	25,837
527	地域教育力の向上	7,023

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策28 地域と共にある学校づくり

施策目標 (令和3年度の姿)	○地域の中にある学校に、更に多くの区民が関心を持ち、様々な社会経験を積んだ区民が学校経営に参画しています。 ○地域が主体となって、子どもたちの望ましい学習環境を備えた新しい学校づくりが進んでいます。 ○学校が学校だけの課題だけでなく、まちづくりや防災など地域の課題を解決するための「協働の場」・「地域づくりの核」となっています。
--------------------------	--

		令和2年度目標	令和2年度実績	目標値(令和3年度)
成果指標	地域運営学校の指定校数	59校	62校	小中学校全校
	地域教育推進協議会設置数	3地区	3地区	4地区

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)		<p>地域に開かれ、地域と共にある学校づくりを一層進めるため、計画を上回る4校に新たに学校運営協議会を設置し、地域運営学校(コミュニティ・スクール)を62校に拡大しました。新型コロナウイルス感染症の影響により学校運営協議会の会議開催回数的大幅な減少が見込まれましたが、感染症対策やオンライン会議システムを活用し、各校において年間平均7回程度開催することができました。</p> <p>地域教育連絡協議会や地域教育推進協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の対面方式に代わり、広報誌の配布やオンライン会議システムによる実施が増えました。そうした中でも、地域教育連絡協議会では、地域ごとに創意工夫を行い、19の中学校区で教育に関する懇談会や子どもたちを主体とした地域活動促進事業が開催されました。また、地域教育推進協議会では、3地区(天沼中学校区、高円寺地区、杉並和泉学園校区)において、子どもの育成や教育に関わる課題の解決に向け、地域防犯や子育てなどテーマを絞った情報交換が行われました。こうした活動に対して助言等を行うことにより、地域の関係者間での問題意識が共有され、子どもを取り巻く課題解決に向けた意欲が高まり、共に活動することで、地域の教育力が向上しました。</p>
改善・見直しの方向 (中長期)	今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
	今後の進め方	<p>令和3年4月に小中学校全校に学校運営協議会が設置され、これら全てが地域運営学校となりました。引き続き学校運営協議会や学校への助言・支援を行うとともに、学校管理職や学校運営協議会委員向けの研修会を実施することに加えて、好事例の発信などを通して、多様な区民の知見を生かし、当該校の課題の解決に向けた議論の活性化を図っていきます。</p> <p>地域教育連絡協議会の組織・活動の成果を発展的に継承する地域教育推進協議会については、令和3年6月に新たに設置した神明中学校区も含め、教育や福祉等の子どもに関する問題をきっかけとした意欲ある地域づくりを区民に広げていくため、取組成果を地域教育連絡協議会へ発信します。</p> <p>新しい学校づくりでは、「新教育ビジョン」の策定を踏まえて、「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」の改定に向けた検討を進めます。</p> <p>これらの取組により、地域の中にある学校に、多くの区民が関心を持ち、様々な社会経験を積んだ区民が学校経営に参画や運営支援をするなど、今後も、地域と共にある学校づくりを推進していきます。</p>

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>○基盤作りはどのような事業においても重要であり、困難を伴うものであるが、当初の予定より早い時期に、全ての地区に協議会が設立され、全ての区立小中学校が、地域運営学校となったことは、「地域と共にある学校づくり」の基盤を確立できたことについて、評価する。今後の課題は、特別支援学校におけるコミュニティ・スクールであるとのことだが、多様性の尊重・地域共生社会の実現の観点から、今後の取組みが重要であると考え。また、協議会が設立された後の課題は、協議会が目標とする学校が地域の課題を解決するための協働の場、地域づくりの核となることであるといえる。この点で、さらなる事業の拡充が必要の施策であると理解する。</p> <p>○本施策は、区民との協働が重要であるといえる。このような観点から、区民がホームページをみれば、どのような組織体系で何を実施しているのか、という点について、理解できるものとするのが有効であると考え。現状では、ホームページの様々な箇所に情報が点在しているが、一箇所に纏め、体系的に理解できるページを作成することが必要であると考え。</p>
<p>今後の施策の方向 (中長期)</p>	<p style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p>
<p>評価表の記入方法 などについての評価</p>	<p>○No.465 事業は同一である一方、取組み段階が変化すると、評価の観点が異なってくるものであるといえる。現在の活動指標・成果指標は、懇談会の開催回数とされているが、今後は、地域課題を解決する場としての活動を区としてどのように支援したか、その結果、どのような成果が現れたか、と言う観点からのものに変更することについて検討していただきたい。</p> <p>○No.527 同事業においては、青少年委員が活動できるようサポートしていくことが区の役割といえる。そうすると、活動指標は、例えば自由記載欄にある研修等、このことを目的としたものを置くことが適切であると考えられる。この点について、さらに検討していただきたい。</p>
<p>施策を構成する事務 事業についての意見</p>	<p>○コミュニティ・スクールとしての取組みは、区においていかに子どもを育てるか、そこに、区民がいかに関与するかという点にかかわるが、本施策においては、それのみではなく、地域住民による地域の課題への取組みまでを含む地域社会の構築までも視野にいたしたものと理解した。この点についての認識を地域全体で共有すること、この観点から活動指標・成果指標を策定することについて、今後検討していただきたい。</p> <p>○施策28については、新たな「教育ビジョン」の策定と共に、今後見直しを検討するとのことである。同事業は、区民を含めたさまざまな人が参画する様々な会議体が存在する。この全体像を区民に示すことと共に、その施策全体の中で区が実施することの目標について、関与する者が相互に了解しつつ、活動指標・成果指標を策定することが求められているといえる。新たな、評価表策定に際して、是非検討していただきたい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【施策内容への評価】 ○学校運営協議会が取り組む地域と共にある学校づくり、そして、その取組を通して協議会が地域づくりの核となることは、今後も変わるものではありません。引き続き、施策の充実に取り組んでまいります。 ○地域における共生社会の実現に向けて、地域運営学校(学校運営協議会)を特別支援学校にも拡大するため、新しい総合計画等においても重点として位置付け、令和5年度の設置を目指し、検討を進めます。 ○本施策について、区民に周知・理解を深め、協力者を広げるため、ホームページの掲載方法については、関係各課との連携を図りながら、体系的に理解できるページづくりなどの改良に努めます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】 ○(No.465) 新しい学校づくりについては、懇談会の開催回数を活動指標としていましたが、令和元年度で懇談会を終了したことから、今後より適した指標を検討します。 ○(No.527) 地域教育連絡協議会や地域教育推進協議会を円滑に運営していくためには、事務局であり、かつ運営の要となる青少年委員の企画力や実行力は不可欠であり、青少年委員が積極的に活動できるようにサポートしていくことが区の重要な役割です。活動指標につきましては、サポート内容やそれに対する活動の成果など、より実態や目標に合った項目への見直しを検討します。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見】 ○本施策については、地域や保護者、学校関係者など様々な人が参画する会議体が複数存在し、また、保護者や地域住民による地域コミュニティの形成までも視野に入れたものです。ご指摘の趣旨を踏まえ、今後、活動指標及び成果指標につきましては、新たな施策評価表を策定する中で、適切な指標となるように見直しを行います。</p>
------	---

施策30 文化・芸術の振興

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和2年度 事業費(決算額)
073	文化・芸術の振興	248,076
078	杉並芸術会館の維持管理	341,642
080	杉並公会堂(PFI事業)	821,896

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策30 文化・芸術の振興

施策目標 (令和3年度の姿)	<p>○区民の誰もが優れた文化・芸術に親しめる環境が整備され、区民が質の高い文化・芸術に触れるとともに、意欲的に文化・芸術活動を行っています。さらに、他の地域からも多くの人々が訪れる文化の香り高いまちとなっています。</p> <p>○文化・芸術がまちづくりの一翼として機能し、地域のにぎわいを醸成しています。また、区と文化・芸術関係団体の協働により、地域の多様な文化・芸術活動が、盛んに行われています。</p> <p>○各地域の公共施設等と地域の連携・協働の取組が進み、地域のにぎわい創出と地域活性化などの波及効果をもたらしています。</p>
--------------------------	---

		令和2年度目標	令和2年度実績	目標値(令和3年度)
成果指標	区民一人当たりの文化・芸術に親しむ機会の回数(月平均)	4.7回	4.6回	5回
	区民一人当たりの文化・芸術に親しむ機会の回数【区内】(月平均)	2.7回	3.4回	3回

【所管による自己評価】

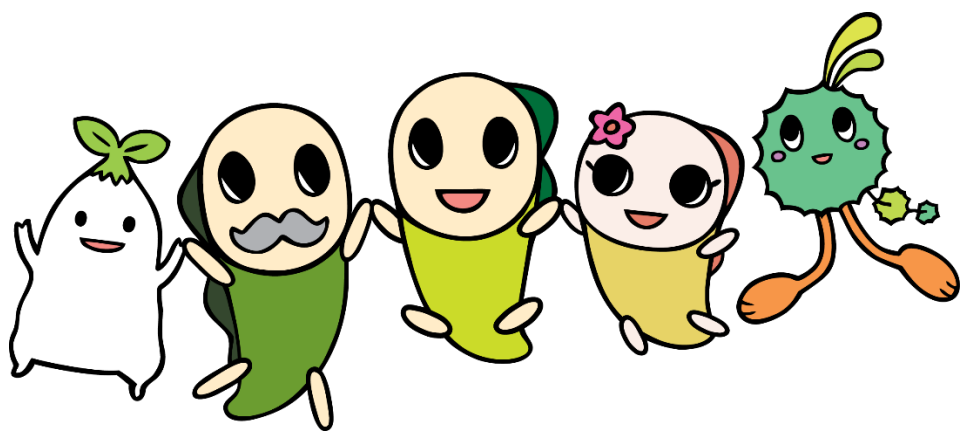
施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	<p>コロナ禍において感染症対策を講じながら活動する区内の文化・芸術団体や個人に対して、区内の文化・芸術の場と活動を一体的に支援する「すぎなみアート応援事業」を新たに実施し、区内文化施設95件、区内で文化活動を行う個人及び団体568件を支援しました。また、日本フィルハーモニー交響楽団との友好提携事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、区立施設への出張コンサートや公開リハーサル等、地域に密着した多様な音楽活動を38回(令和元年度比2回増)実施しました。令和2年度の文化プログラムは、区が定義した文化的レガシー(未来へつなげる感動や体験)を実現するため、オンラインでの和文文化アート展(10月)、子ども向け伝統芸能体験(11月)、イラストアニメ展(12月)等を地域の文化・芸術団体と協働して展開し、延べ1万2千人以上の参加がありました。杉並芸術会館(座・高円寺)及び杉並公会堂については、指定管理者やPFI事業者が持つノウハウを活用し、感染症対策を講じながら文化・芸術事業を実施し、杉並芸術会館(座・高円寺)については、80,974名(令和元年度比94,420名減)、杉並公会堂は58,721名(令和元年度比251,737名減)の来館者がありました。</p> <p>これらの取組を通じて、コロナ禍においても可能な限り施策の推進に取り組むことができました。</p>
改善・見直しの方向(中長期)	<p>今後の施策の方向</p> <p style="text-align: center;">○ 拡充 ○ サービス増 ● 現状維持 ○ 効率化 ○ 縮小・統廃合</p>
今後の進め方	<p>令和3年度は、すぎなみアート応援事業(第2弾)を実施し、引き続きコロナ禍における区内の文化・芸術の場と活動を支援し、区民が文化・芸術に親しむことが出来る環境確保を行っています。</p> <p>杉並芸術会館(座・高円寺)では、新たな指定管理期間において、新たに公共的・社会的に広がりのある事業等を企画・実施するなど、公共劇場としてより区民に開かれ充実した施設運営を図ります。また、令和4年度の区制施行90周年記念事業における文化・芸術分野の取組については、杉並芸術会館の指定管理者や日本フィルハーモニー交響楽団との連携・協力のもと、区制施行100周年につなげていく視点に立った事業展開を図っていきます。このほか、杉並公会堂についても、オーケストラ公演などの音楽活動の場として安定的で充実した運営に向け、PFI事業者を支援していきます。</p>

【外部評価】

施策内容への評価	<p>・本施策は、コロナ禍にあって、特に大きな影響を受けた施策のひとつであった。そうした中で、ICT等を活用し、対応しうる範囲での対策がなされたと判断できる。</p> <p>しかしながら、当初計画された施策の内容を大きく変更せざるをえなくなった経緯や予算措置等について、評価表への記載がなく、補足の説明なしに評価表だけでは施策内容について適切に評価することは困難であった。コロナ禍においてどのような対策が取られたのか、区民にきちんと伝わるよう、評価表において施策内容をわかりやすく明示する必要がある。</p> <p>・引き続き、コロナ禍への対応が求められる施策であることから、現状を的確に把握し、他自治体のベストプラクティスの活用、「すぎなみアート応援事業」の充実等、状況に応じて適切な対応を図りたい。</p>
今後の施策の方向 (中長期)	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	<p>・施策・事務事業の内容について、職員は理解していても、評価表への記載がなければ区民には伝わらない。評価表の内容について、区民の視点で整理することが必要である。</p> <p>・事務事業評価の指標は妥当であるが、現状の施策評価の指標では、区民の参加の状況が見えず、施策の成果を評価できない。施策の総合評価欄に記載されている実績を指標化し、目標を設定する等、見直しが必要である。文化施設に関しては稼働率・利用者数、文化事業については実施回数・参加者数、利用者・参加者の意向や満足度等、指標を体系的に整理することで改善につなげられたい。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>・文化・芸術の振興事業については、「すぎなみアート応援事業」を創設する等、状況に応じた対策が取られており、評価できる。</p> <p>ただし、国・都からの給付金や助成金の流れが不明であり、特に「すぎなみアート応援事業」においては、財源について適切な説明が必要である。デジタル美術館についても、実施の経緯や予算措置を明らかにし、実績等を評価・検証することで今後の改善につなげられたい。</p> <p>また、事業の軸のひとつである文化・芸術情報誌「コミュかる」の発行について、評価が全く実施されていない。内容、発行部数や配布方法等の活動及びその成果を評価し、改善につなげることが必要である。</p> <p>・杉並芸術会館・杉並公会堂については、区民の安心・安全に配慮し、指定管理者・PFI事業者と適切に連携することにより、効率的かつ効果的な運用を実施されたい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【施策内容への評価について】</p> <p>・令和2年度の「すぎなみアート応援事業」は、国の地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における臨時的・緊急的対策の一環として実施したものです。今後の施策評価に当たっては、既存の取組に加え、臨時的・緊急的な取組を行った経緯や取組内容等について、適切に記載していきます。</p> <p>・また、本施策に基づく文化・芸術活動の支援については、今後も文化・芸術情報紙や区公式ホームページ・SNS等で幅広く区民に周知し、活用を促していきます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価について】</p> <p>・今後の施策評価に当たっては、改めて活動指標と成果指標のあり方を検討し、総合評価欄の記載内容との整合性を図ります。併せて、文化施設に関する指標についても、体系的に整理等を行っていきます。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見について】</p> <p>・今後の事務事業評価に当たっても、施策評価と同様に、臨時的・緊急的な取組を行った場合は、その経緯や取組内容等について、適切に記載していきます。</p> <p>・また、「コミュかる」については、改めて当該年度における施策への寄与度等を踏まえ、施策評価または事務事業評価において、その実績や課題等を適切に記載するよう努めていきます。</p> <p>・文化の拠点である杉並芸術会館(座・高円寺)及び杉並公会堂については、引き続き、指定管理者やPFI事業者の専門性やノウハウを生かして、より効率的・効果的な事業展開を図っていきます。</p>
------	---



〈事務事業評価(令和2年度重点事業を含む事務事業)〉

地域住民活動の支援 (No.60)

事業の目的・目標	<p>○町会・自治会活動の支援を通して、活動の活性化及び加入促進を図り、良好な地域社会の形成に取り組む。</p> <p>○地域区民センター協議会事業の支援を通して、ふれあいと交流の創出や地域団体のネットワーク化を推進し、良好なコミュニティの形成に取り組む。</p>
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<p>○町会・自治会の活動を支援するための各種助成等を行う。(①町会・自治会が行う事業に対する助成、②町会・自治会専用掲示板の設置等補助、③町会・自治会の保有する会館の建設等助成、④区屋外掲示板へのポスター掲出などの区政協力委託、⑤町会・自治会が設置する防犯カメラへの助成など)</p> <p>○地域区民センター協議会の委員活動や事業を支援するための補助を行う。</p>

		令和2年度計画	令和2年度実績	
指標	活動指標	区政協力委託を締結した町会・自治会の割合	100%	98.7%
		地域区民センター協議会(7か所)の実施した事業数	302件	91件
	成果指標	町会・自治会加入率	58.0%	44.9%
		事業一回当たりの参加者数	251件	58件
事業実績	<p>町会・自治会専用掲示板の設置・修繕等について、申請に基づき、24基(令和元年度比47基減)の補助を実施するとともに、町会・自治会加入促進及び活動の活性化を目的とした「まちの絆向上事業」に取り組んだ2団体(令和元年度比14団体減)への助成を実施しました。また、ポスターの掲示による様々な情報提供や回覧板による周知などを目的として、156団体に区政協力委託事業を実施しました。更に地域区民センター協議会が実施する地域コミュニティ形成のための事業や地域団体と協働する事業を支援するため、7団体に対して、合計約2,915万円の補助を実施しました。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>これまでも事業助成や活性化講座の開催等、様々な支援をしてきましたが、加入率の減少や役員の高齢化等の課題解決のためには、町会・自治会の活動自体を活性化させることが必要です。このため、加入促進を図るための事業に加え、多様な世代が町会・自治会活動に参加できるよう支援していきます。</p> <p>また、地域コミュニティの形成を図るための様々な事業に取り組んでいる地域区民センター協議会については、西荻地域区民センター改修時に協議会事業の見直しを図りました。今後も他のセンター改修等も踏まえて、各協議会の実情に合わせた協議会事業の見直しを検討していきます。</p>
-------	---

【外部評価】

事業内容への評価	<p>町会・自治会の加入率の低下、役員の高齢化を課題に掲げており、対策として、加入促進の事業、多様な世代の参加、協議会の事業の見直しという記載がありますが、町会・自治会の活動を現在の世情に合わせ抜本的に見直さないと、上記の課題の解決はなかなか難しいようにも思われます。今後、抜本的な見直しの検討を深め、それに基づく対策を講じていくことが期待されます。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>1. 活動指標として事業数、成果指標として事業1回当たりの参加者数を設定しています。本来、活動指標と成果指標は連動性が必要で、活動指標が向上することにより、成果指標も向上するという関係性が成り立つよう指標を設定すべきところ、事業数が多くなれば、事業1回当たりの参加者数が増加するという連動性はなく、活動指標と成果指標の設定に不整合が生じています。総参加者数＝事業数 × 一回当たりの参加者数という式から、事業数と1回当たりの参加者数の両方を増加させると総参加者数が増えるという関係であり、事業数と1回当たりの参加者数は並列の関係にあることから活動指標と成果指標の見直しを行うべきと思われます。</p> <p>2. 活動指標として、区政協力委託を締結した町会・自治会の割合を選定していますが、令和元年、2年とも98.7%と100%に近い数値となっております。町会・自治会に対する主な課題が町会・自治会の活性化にあることから、それを実現するための主な活動に関する活動指標を選択すべきと思われます。</p> <p>3. 令和3年度の町会・自治会の加入率目標値を60%としており、毎年2%ずつ引き上げていますが、実績の加入率は低下傾向にあります。目標値の設定方針に関し、実現可能性の観点から見直しが必要と思われます。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【事業内容への評価】 自主的な地域活動団体である町会・自治会の活性化等を図るためには、個々の組織の実情や地域住民の意見等に応じた支援を行う必要があります。 このため、区では、令和2年1月に杉並区町会連合会とともに各町会・自治会の運営の見直しを後押しする目的で発行した「町会・自治会ハンドブック」(第1弾)を作成しました。このハンドブックについては、令和3年度末に加入促進や活動の活性化を図るための考え方やアイデアなどをより具体的に示した第2弾を発行し、各町会・自治会の更なる取組を促していく予定です。このほか、「まちの絆向上事業助成」を通して、各町会・自治会による地域住民の加入促進等を図る取組を支援しています。 これらに加え、令和4年度からは新たに町会・自治会活動におけるSNSなどのICT活用を支援する考えであり、引き続き杉並区町会連合会並びに各町会・自治会の意見等を踏まえながら、より実践的な支援に努めていきます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】 1. ご指摘の活動指標と成果指標との関係性を考慮して、各指標の見直しを検討します。</p> <p>2. 現在の活動指標のうち、「区政協力委託を締結した町会・自治会の割合」については、ご指摘を踏まえ、より適切な指標に見直すよう検討します。</p> <p>3. 現在の成果指標の1つである「町会・自治会加入率」については、現在の杉並区総合計画における施策指標ともなっており、令和4年度を始期とする同計画の策定に合わせて、新たな指標を設定(「地域活動への区民参加率」を予定)していく考えです。</p>
------	--

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策 (No.295)

事業の目的・目標	○児童福祉施設等を運営する事業者に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る経費の負担を軽減することで、事業者がより一層の感染拡大防止対策を行い、利用者にとって安心・安全な事業を実施できるようにする。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○児童福祉施設等の運営事業者などが新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要した経費の全部又は一部の補助等を行う。

			令和2年度計画	令和2年度実績
指標	活動指標	事業対象施設数	381所	324所
事業実績	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、保護者及び保育士等が安心して子育てや保育ができる環境を整備するため、児童福祉施設等の運営事業者などが新型コロナウイルス感染症対策に要した経費の全部又は一部の補助等を行いました。			

【所管による自己評価】

評価と課題	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、保護者及び保育士等が安心して子育てや保育ができる環境を整備するため、令和元年度に国の緊急対策として当事業を実施しました。令和2年度についても感染拡大は収まらず、対策を講じる児童福祉施設等の負担は大きくなっていることから、国や都の補助事業が継続され、対象も拡充されました。これをもって区においても当事業を実施することとし、324施設に対し経費の補助等を行いました。
-------	--

【外部評価】

事業内容への評価	本事業は国及び都の補助事業であり、区の裁量性は限定される。そのなかで約9割の事業者から申請があったということであり、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の経費補助を円滑かつ早期に実施することことが求められる。今後、同種の感染対策補助のため、実態把握し都や国に情報を提供することも重要になるとと思われる(補助上限の経費を要した事業者も約4割とのこと)。
評価表の記入方法などについての評価	計画の活動指標がどのように算出されたかがわかると理解が進むのではないかと考えられる。補助事業であるので区の担当職員の人件費分まで財源手当てがされないと考えられ、こうした補助事業の特性を踏まえた事項を特記事項に記載すると良いと思われる。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【事業内容への評価】 本事業は、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、国がその実態を踏まえ、施設・事業ごとに補助基準額を定め、全国で統一した支援を行っているものです。今後とも、事業の趣旨を踏まえ、事業者への周知や補助金の支給を迅速かつ適正に行うとともに、より良い施策に繋がる要望等があった場合には、適宜、国や都に対し情報提供をしてまいります。</p> <p>なお、各事業者にあつては、補助金を最大限に有効活用し、補助基準額の範囲内で必要な感染症予防対策を行っていることから、補助が不足していたとは一概に言えないものと考えております。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】 活動指標である事業対象施設数については、本事業の対象となる施設を網羅的に記載したものであり、保育施設や児童厚生施設のほか各種子育て支援サービスを提供している事業者など多岐に渡ることから、評価票にその内訳を記載することは困難であると考えます。また、補助事業を実施するために必要となる人件費については、事業コストとして評価票に記載しているところですが、内容がよりわかりやすい記載となるよう努めてまいります。</p>
------	--

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

多胎児家庭支援事業 (No.299)

事業の目的・目標	<p>○多胎児家庭の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担感や外出時の不自由さ等、特有の困難さを軽減し、必要な支援を受けながら、安心して子育てできるようにする。</p> <p>○多胎児家庭の交流や専門職による相談支援を通じて、孤立防止や育児不安の軽減を図る。</p>
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<p>○保健師による「さくらんぼ面接」を受けた方に、区が実施する母子保健事業等を利用するために使用できるタクシー利用券を交付する。(移動経費補助)</p> <p>○保健センターで実施している「多胎児のつどい」において、専門家による相談や交流を行うほか、講演会を実施する。(多胎ピアサポート事業)</p> <p>○家事・育児支援ヘルパーが多胎児家庭を訪問し、家事・育児等を支援する。(多胎児家庭サポーター事業)</p>

		令和2年度計画	令和2年度実績	
指標	活動指標	タクシー利用券交付申請書の送付件数	186件	167件
		多胎児のつどい実施回数	21回	20回
	成果指標	タクシー利用券の交付件数	186件	134件
		多胎児のつどい参加人数	130人	108人
事業実績	<p>多胎児家庭支援事業は、令和2年11月から開始しました。タクシー利用券は、該当世帯167件に交付申請書を送付し134件交付しました。多胎児のつどいは、5か所の保健センターで計20回開催し、延べ108人の参加がありました。多胎児家庭支援ヘルパー事業は、20世帯が利用し、利用時間数の合計は554時間となりました。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業及びタクシー利用券交付の実施により、多胎児家庭の身体的・精神的負担感や外出時の不自由等の抱える困難に対して支援を行いました。タクシー利用券申請時のさくらんぼ面接では、個々のニーズ等を把握して、必要な支援につなげることができました。今後は、サービス利用につなげていない方のニーズも聞き取り、施策に生かしていきます。</p> <p>多胎児のつどいでは、専門職による情報提供や個別相談での専門的な助言、経験豊富な先輩ママの参加により、情報提供できる量や質が向上しました。令和3年度にピアサポーター養成講座を開催することで、ピアサポーターの質の確保をすることが必要です。また、養成したピアサポーターの多胎児のつどい以外の活動の機会について、検討する必要があります。</p>
-------	---

【外部評価】

<p>事業内容への評価</p>	<p>○令和2年度11月から、それ以前は「産前産後支援事業」の中に含まれていた多胎児家庭支援を切り出して、単独の事業としたとのことであり、このことは多胎児家庭が抱える特有の困難や悩み等に対処していくうえで、区による適切かつ前向きな対応であると考えられる。</p> <p>○本事業の活動内容は3つの柱からなるが、そのうちの「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」については、実績のみが記載され、計画値(利用見込み数)の記載がないことから、評価表からは計画と実績との乖離の有無が判断できない。事業評価表(1)の特記事項には執行率が低かった理由として、当該支援ヘルパー事業の利用見込みと実績の差が大きかったことが挙げられていることからすると、実績が見込みを大きく下回ったことが想定される。その要因は、どこにあるのかを把握・分析したうえで、より多くの利用につながるよう、要件や支援の在り方の検討をしていただきたい。</p> <p>○また、活動内容にある3つの柱のうち、「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」についてのみ、何らの指標も設定されていないが、前述の利用見込みと実績は成果指標として位置付け得るものと考えられる。</p> <p>○タクシー利用券の交付件数と実績との乖離についても、いかなる要因があって交付申請に至らないのかを調査・分析したうえで、利用条件や交付計画の見直しにつなげていただきたい。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>「事業評価表(1)」の特記事項に記載されている『多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー』について、利用見込み数と実績数があるのであれば、具体的な数値を評価書に明記しておくべき。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>○多胎児家庭には保健センターの保健師が妊娠中から関わり、すこやか赤ちゃん訪問、乳幼児健診等、様々な機会を捉えて面接等を行い、切れ目のない支援を行っています。当事業は、3つの柱の事業を通して多胎児家庭と行政(保健師等)をつなぎ、妊娠・出産・育児に伴う特有の困難さを軽減することを目的としているため、指標については、保健師等の専門職による相談支援の機会となる「タクシー利用券の交付件数」と「多胎児のつどい参加人数」の2つとしました。ご指摘いただいた「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」の計画値と実績値については、「計画(目標値)に対する実績の欄」に記載することとします。</p> <p>○「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」の執行率が低かったことについては、就労しているなどの理由から2歳から3歳未満の家庭の利用が少なく、予測できなかったことも要因の一つと考えられます。今後は、面接の機会等を利用して多胎児家庭のニーズの把握に努め、より多くの利用につながるよう検討します。</p> <p>○タクシー利用券申請時にも、保健師が面接を行い、新たなニーズ等の把握や支援を行うなど、丁寧な対応を心がけています。タクシー利用券の交付申請をしていない家庭については、その理由を把握し分析するとともに、再度通知を送るなど制度内容の周知に努めながら、実績を踏まえた計画数値の見直しを図ります。</p>
-------------	---

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

教育ビジョンの策定 (No.466)

事業の目的・目標	○令和4年度から概ね今後10年程度を期間とする教育振興基本計画となる「新教育ビジョン」の策定を行い、区民誰もが共有できるようにする。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○「新教育ビジョン」の策定に向けた取組及び周知を行う。 ○教育委員会の諮問に応じ必要な調査審議を行う「杉並区教育振興基本計画審議会」を設置する。 ○杉並区教育振興基本計画審議会の調査審議を補佐する「杉並区教育振興基本計画調整会議」を設置する。

		令和2年度計画	令和2年度実績	
指標	活動指標	杉並区教育振興基本計画審議会開催回数	4回	4回
	成果指標	延べ審議会傍聴者数	20人	28人
事業実績		<p>教育委員会の諮問に応じて「新教育ビジョン」の策定に関し必要な事項を調査審議するため、多様な立場で教育にかかわる区民や学識経験者等で構成する「杉並区教育振興基本計画審議会」を設置し、4回開催しました。審議会では、教育行政を取り巻く状況の変化等を見据えつつ、今後の杉並の教育について意見交換し、「新教育ビジョン」の構成案や骨子案について検討しました。</p> <p>また、審議会が調査審議を円滑に行うことができるよう、審議会を補佐する内部連絡組織として「杉並区教育振興基本計画調整会議」を設置し、2回開催しました。</p>		

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>「新教育ビジョン」の策定に向け、区民の声を反映させるための新たな取組として、これから10年の杉並の教育を考える教育シンポジウムの開催や区民アンケート調査を実施しました。これらを通じ、多くの区民、特に子どもたちの声を幅広く聴き取り「杉並区教育振興基本計画審議会」での審議に生かすことができました。引き続き、新たな基本構想との整合も図りながら「新教育ビジョン」の策定に取り組み、策定後は、広くその周知に努めます。また、「新教育ビジョン」を踏まえ、行政の行動計画として「新教育ビジョン推進計画」を策定していきます。</p>
-------	---

【外部評価】

事業内容への評価	<p>○本事業の目的・目標は、「『新教育ビジョン』の策定を行い、区民誰もが共有できるようにする」とされている。一方、取組内容をみると、アンケート調査の実施・調査結果の集計などを行っている。この点について、事業の目的・目標と共に、策定プロセスにおける区の役割について、明確にすることが肝要である。また、このような区のビジョンにおいて、今後、会議体と区民の橋渡しは、区に求められる役割であると考え。今回実施されている、アンケート調査、結果集計はそのような観点から評価できるものであると考える。以上により、目標に記載された「できあがったビジョンの区民による共有」のみではなく、「ビジョン策定プロセスにおける区民の意見の反映」といった観点を、本事業における区の役割に加えることについて、次期ビジョン策定の際には検討していただきたい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>○外部評価を実施するにあたり、ホームページの議事録、資料を参考にさせていただいた。これらの情報がホームページにアップロードされていることは、評価する。その一方で、この点について、自己評価にて言及がされていなかったが、適切な評価のために、取組みの内容については、的確に言及されることが望まれる。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【事業内容への評価】</p> <p>本事業において今回新たに策定した「杉並区教育ビジョン2022」は、区民と区にとっての教育の基本的な考え方を示したものであり、区民誰もが教育の当事者となって、杉並の教育を豊かに育て続けていくとしています。</p> <p>こうしたことから、新ビジョンの考え方を踏まえ、次期策定の際には、今回の策定時における審議会と区民との橋渡しといった区の役割を明確にしながら、アンケート調査等、その時代に適した策定プロセスにおける区民意見の反映方法などを工夫していきます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】</p> <p>事務事業評価表への記入に当たっては、審議会の資料や議事録等のホームページへの掲載といった取組実績について、よりの確な記載となるよう検討していきます。</p>
------	---

〈財団等経営評価〉

一般財団法人 杉並区交流協会(旧 杉並区交流協会)

事業目的	人と人とのつながり、地域と地域の交流を育むことを通じて、多文化共生社会の創造と地方創生に寄与する。	顧客	区内在住外国人及び区民
事業内容	①在住外国人の支援に関する事業 ②国内外の自治体交流の促進に関する事業 ③多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業 ④その他、上記に掲げる事業に附帯又は関連する事業		
区(二次評価)による評価	○新型コロナウイルス感染拡大により多くの事業が中止・延期となったため、区からの事業分担金収入が大幅に減少した。収入の減少に伴い、定量評価の指標の多くが悪化することとなったが、在住外国人に対する支援や外国人サポートデスクなど、区の外国人相談を補完したことは評価できる。 ○コロナ禍で事業・イベントが制限される中、オンラインを活用した事業等を開催し、在住外国人の支援等を図ったことを評価する。また、国のコロナ対策として実施された特別定額給付金について、申請漏れの防止のため案内文等の翻訳に注力した取組は支援事業として多に評価できる。今後とも、災害等を含めた緊急時における外国人支援のあり方について検討の上、その時々状況に合った対応を実践していくことを望む。 ○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で活動したボランティアスタッフについて、大会後も活躍できるよう関係部署と連携し、活躍の場を確保していく必要がある。 ○令和3年4月に締結した「災害時における外国人支援活動に関する協定」に基づき、災害時に震災救援所への語学ボランティアの派遣や外国人への情報提供ができるよう、区との連携を充実させていく必要がある。 ○令和3年4月に一般財団法人化したことから、組織体制の強化や事業の充実などを進めていくとともに、「コミュニティショップ」の売り上げ増加やコスト削減を図るなど、自立的・安定的な運営を期待する。		

【外部評価】

対経営状況評価	・コロナ禍の影響を大きく受けた中での対応について、協会及び区による評価は概ね妥当と判断できる。ただし、コロナ禍により中止や減少を余儀なくされた事業とその代替となる取組について、評価表だけではわかりづらい。計画に対してどう対処したのかを、区民に適切に説明することが必要である。 ・令和3年4月に一般財団法人化された中で、継続的な経費削減等効率的な運営とともに、大きな課題は自主財源の確保であり、そのためには区民の理解・協力を得ることが不可欠である。協会の活動を知っていただき、さらに区民の理解・協力を得られるよう努められたい。 ・引き続き、コロナ禍において状況に応じて対応できるよう、在住外国人のニーズを的確に把握し、他自治体との広域連携や情報共有を図り、区と連携し、今後も在住外国人の立場に立った支援を実施されたい。
評価表の記入方法	・コロナ禍への対応について、計画と実績を整理した情報を評価表に記載する、あるいは、HP上で情報提供している旨を評価表に記載した上でHP上で公開する等、評価表において区民にわかりやすく情報を伝える工夫が必要である。 ・経営分析においては、各項目ごとに評価の根拠が明示されていると、評価に対して納得が得やすい。 ・活動による成果を的確に測れるよう、活動指標と成果指標を体系的に見直すことにより、さらなる改善につなげられたい。(例えば、活動指標として設定されている「③交流事業を支える区民数(登録者数・活動者数)」「④会員数」はアウトカムであり、その活動指標は、「協力者・会員数を増やすための活動」等)

【外部評価に対する所管の対処方針】

【経営状況に対する評価】

- ・コロナ禍により受けた事業とその代替となる取組については、今後の経営評価のほか、協会ホームページ等において、適切な情報提供を行うよう指導・助言していきます。
- ・また、令和3年4月の一般財団法人化を契機として、協会の事業における受益者負担のあり方の見直しや、事業に対する企業等の賛同金・協賛金の募集を通して、自主財源の確保を図るとともに、相談窓口等で実施する利用者アンケート結果等を参考にして、災害時を含む在住外国人支援の充実に働き掛けていきます。

【評価表記入方法などの評価】

- ・上記の「経営状況に対する評価」で記載したとおり、協会において適切な情報提供を行うよう促していきます。
- ・また、協会において、経営分析における評価の根拠や、経営評価における活動指標と成果指標の体系の見直しを図るよう、指導・助言していきます。
- ・さらに、区として経営評価表(二次評価表)の中で、協会の事業や取組に対する改善・見直しを検討すべき事項をより具体的に記載するなどの工夫を図っていきます。

第3章 まとめ

1 令和3年度評価を終えて

(1) 令和3年度の外部評価について

当委員会では、平成14年度から、杉並区及び団体による自己評価表（施策評価表、事務事業評価表、財団等経営評価表）に基づいた外部評価を実施しています。外部評価に当たっては、平成25年度から所管課との質疑・意見交換を通して評価を行い、必要に応じて現地視察を実施するなど、委員の専門的知見による意見や提案を直接所管課に伝えることで充実した委員会活動となっていると考えます。今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から所管課との質疑・意見交換をオンライン形式中心で実施し、活発な議論を行うことが出来ました。

さて、杉並区は、令和3年度行政評価の目的として、①現行の施策・事業の評価、検証、②職員の政策形成能力の向上、③説明責任と区政の透明性の確保を掲げていますが、目的を果たすためには、行政評価を漫然と実施するだけでなく、目標の達成度や達成に向けた取組の分析、検証を行い、その結果を翌年度以降の取組に反映し、施策目標の達成につなげていく必要があります。

そのため、職員一人ひとりが評価を行う意味を理解し、施策の目標達成を意識して事業の見直し・検討を行うことが重要であり、その際のコミュニケーションツールの一つとして行政評価を活用することが肝要です。また、評価表の作成に当たっては、区民にとって分かりやすいものとなるよう、表現の工夫などに努めていかなければなりません。

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、現地視察を未実施とするなど、外部評価としても難しい側面がありましたが、上述した観点のもと、当委員会は、杉並区及び団体が実施した自己評価表の分析を行い、目標未達の要因分析や今後の取組の方向性に至るまで、幅広くアドバイスをを行いました。

今後、当委員会の指摘や助言を踏まえ、所管課において取組内容の検証や見直しを進めていただくとともに、今回、外部評価の対象となった所管課のみで完結することなく、全庁で広く外部評価の結果を共有し、活用していただくことを願います。

なお、各所管課に対して指摘した主な内容は、次のとおりです。

○活動指標と成果指標の連動性が低いものや、活動指標が限定的であり、それらの達成のみで成果指標の達成が実現できないものについては、活動指標と成果指標の見直しが必要である。

7ページ（良好な住環境の整備）ほかを参照

○実績値が見込み数を下回る場合や、実績が低下傾向にある場合については、その要因の把握・分析をしっかりと行い、評価表に対応策を記載すべきである。

11ページ（高齢者の地域包括ケアの推進）ほかを参照

○コロナ禍において当初計画された施策の内容を大きく変更せざるをえなくなった経緯や予算措置等について、評価表への記載がない。区民にきちんと伝わるよう、評価表において施策内容を分かりやすく明示する必要がある。

22 ページ（文化・芸術の振興）を参照

（２）行政評価制度について

平成 11 年度の事務事業評価の導入以降、行政評価は杉並区のマネジメントサイクルの一環として定着し、他の自治体からも先進的な制度として注目されてきました。また、評価制度の改善にも努め、平成 27 年度からは行政評価システムを導入するなど評価作業の効率化を図り、事業の見直しや職員の意識改革などに大きな成果を上げてきました。しかし、行政評価制度に関しては、杉並区に限らず「評価疲れ」や「評価制度の形骸化」により行政評価を実施することが目的化している傾向が指摘されています。

今年度は、施策評価表のレイアウト変更を行い、「今後の施策の方向」には施策目標の達成に向けた中長期の方向性を記載することを明確化したり、令和 4 年度からスタートする新たな総合計画等の策定作業に外部評価を生かす観点から例年より前倒しして施策ヒアリングを実施するなど、PDCA サイクルの実効性を高める取組が行われました。

杉並区の行政評価の目的の一つは総合計画の進捗状況及び達成度の把握ですが、施策とその施策を構成する事務事業を一体的に評価し、PDCA サイクルを適切に機能させることにより、単なる進行管理ではなく、区が掲げる施策の目標達成に向け、戦略的に取組を進めることが可能となります。特に、計画値と実績に乖離がある場合や、目標に達していない場合などには、それらの要因を把握・分析すること、それによって施策の目標を達成するための改善へとつなげていくことを期待します。また、今後の取組・見直しの方向性が具体的に政策の改善・変更や予算に反映されているかの追跡が必要です。そのことが区民への説明責任の向上にもつながります。

さらに、令和 4 年度から新たな基本構想と新総合計画もスタートする機を捉えて、行政評価制度についてもこれまでの成果と課題を改めて整理したうえで、そのあり方を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。効率的・効果的な仕組みを追求しつつ、職員の政策形成能力の向上と事業の改善につながるものとなるよう、更なる進化を期待しています。

以上、区への期待も込めた意見を述べさせていただきました。杉並区は、子育て支援や超高齢社会への対応、区立施設の老朽化による施設再編への取組など様々な分野で精力的に取組を進めておりますが、新たな基本構想の実現に向けて、これまで以上に効果的な区民サービスを提供できる区政運営を行うことが求められます。そのため、職員の皆様が行政評価の意義や目的を共有し、杉並区をより良くするために何をすべきかという視点に立って評価を行い、施策や事業の質の向上に繋げていけるよう努めていただくことを望みます。

2 各委員の主な意見

各委員から出された令和3年度行政評価への主な意見は、以下のとおりです。

(1) 施策評価・事務事業評価・財団等経営評価に対する外部評価について

- 評価を踏まえた今後の方向性については、外部評価と区の評価に大きな差がなく、その意味では施策・事業の展開への反映は妥当なものと思われる。問題は、活動あるいは成果に関する分析が、現状の記述に留まるものが多く、目標の未達成や単位費用の大きな計画との差異がどうして生じているかの検討がないことである。特に、令和2年度はコロナの影響がどの程度であったかを検討しないと、単年度の目標や到達度による評価によることは不適切である。今回のような計画で想定していない事態が発生したり条件が異なる時に、どのように業績を管理するか、執行をしていくかの基準がリスク管理以外に必要と思われる。
- 施策評価については、施策目標に照らしてその達成に向けての進捗状況を測るうえで適切な成果指標が設定され、さらに、成果指標につながる適切な活動指標が設定されている必要があるが、これらが連動性と有機的なつながりをもって設定されているとは必ずしもいえない状況が依然としてみられる。施策目標に照らして成果指標や活動指標が極めて限定的であったり、施策を構成する事務事業の中には、成果指標と活動指標がまったく同じものが設定されていたり、指標の意味するところ（構成要素や把握方法など）が自明ではなかったりする例が散見される。こうした指標のあり様については、適切かつ実効性のある評価につなげていくためにも確実な改善をお願いしたい。
- 事務事業評価については、実績のみが記載され、計画値の記載がなく、評価表からは計画と実績との乖離の有無が判断できないケースがあった。計画値と併せて実績を記載するとともに、両者に乖離がある場合には、その要因を把握・分析したうえで、改善策を検討して、着実な改善につなげていただきたい。
- 今まで、外部評価の対象は、ローテーションベースとなっているが、リスクアプローチ的な考えも取り入れ、目標に対する実績が低い事業領域に対して重点的に対象とするなどのやり方も検討すべきと思われる。
- 外部評価のインタビュー時間等の制約があり、評価表の文書上の不備等に対する評価に重きが置かれているが、より、行政評価自体の仕組みに関するPDCAの評価も外部評価のスコープに取り入れていくとよいと思われる。
- 本年度は、コロナ禍にあって大きな影響を受けた施策もあったが、ICT等を活用し、概ね対応しうる範囲での対策がなされたと判断できる。
- 成果指標・活動指標の適切性について、外部評価が実施された施策すべてにおいて、見直しが指摘されている。ロジックモデル等を活用し、施策・事務事業を体系的に整理することで、指標の改善につなげられたい。
- 外部評価に際し、評価表への記載がなく所管課へのヒアリングで初めて得られた情報もあるなど、説明が不十分な施策・事務事業が散見された。行政評価の目的である説明責任を果たす観点から、区民への丁寧な説明、わかりやすい情報提供を心がけたい。
- 昨年指摘したアンケート調査結果の共有については、今年度確実に行っており、コメントがその後に反映されていた。今年度は、さらに、評価の資料として、ホームページ該当ページの確認の重要性を認識した。今後は、評価資料とともに、該当ページの提供（URL.の提示）を予め行っていただくことで、よりよい評価につながると考える。

(2) 杉並区の行政評価制度について

- 区の行政評価の結果の主たる利用者は、区民とその代表である議会及び区役所である。区民への説明責任として活動や成果について報告する行政評価は財務に関する決算や財務書類とともに重要である。他方、区政の改善や区の職員の学習にも資することが期待されている。区内部でのアンケート調査では、行政評価の活用度が低く負担が多いという意見が少なくない。これは、説明責任の意義は理解しているものの、日常業務に付加される仕事で具体的な活用方策が見当たらないか、検討が不足していることを意味する。活用には、負担感で義務的にやる意識から脱却し、どうやれば改善や学習に活かせるか、計画にフィードバックできるかの事例や研修あるいは自主的な研究の時間が必要である。活動を増やしても成果が向上しなかったらば、施策や事業の内容を見直す必要があるのか、活動の質が悪かったのか、目標とした成果が高すぎたのかを明らかにしなければ、行政の改善は不可能である。活動の量と質、コスト、そして成果を定義し追跡できることが、計画の実施及び改善並びに予算編成や人員計画に前提になる。デジタル化の時代である。行政評価の表作成に時間を要するという事は行政の情報化と連携が遅れている何よりの証拠であり、少なくとも作業自体は効率化できないか検討する必要がある。そのうえで、行政評価の目的を説明責任以外に何を重視するか、計画の進捗管理なのか、予算・人事への反映か、業務の見直し・学習か、明確化して新たな視点で全国のフロントランナーになることを目指してほしい。なお、区民への説明責任には行政評価や外部評価報告書の公表だけでは不足であり、区民への出前説明あるいは区内大学のゼミでの自主研究への活用も検討されてよいのではないかと。
- 令和4年度から新たな基本構想に基づき、新総合計画もスタートする期を捉えて、行政評価制度についてもこれまでの成果と課題を改めて整理したうえで、そのあり方を見直す時期に来ている。効率的・効果的な仕組みを追求しつつ、その意義と成果が区の職員はもとより区民にも十分に理解されるものとなるよう、さらなる進化が期待される。
- 現在の事務事業評価の最小単位が細かすぎて、現場における各評価の作業に時間がかかり、現場での不満につながっていると思われるため、事務事業の最小単位をもう少し括った単位での事務事業評価表の作成を検討すべきと思われる。また、評価対象事業も重要なものに絞るといったアプローチも検討すべきと思われる。
- 各事務事業評価表で活動指標、成果指標が2つまでと限定されているため、事業目的・目標のKPIが十分カバーされていない場合が見受けられるため、指標数については、より柔軟な方針を設けるべきと思われる。また、成果指標を区民へのアンケートの1質問項目の回答数値にしているケースもあるが、複数のアンケート項目を複合した数値の方が実態を表しているケースも見受けられるため、より適切な指標(複数の数値を合わせた指標値等)の採用を検討すべきと思われる。
- 行政評価の目的、活動指標と成果指標が連動する関係にあるよう適切に設定すべきこと等を研修を通して各部署に周知徹底するとともに、設定された指標が適切なものか等、評価の適切性を企画課等でチェックを行う体制をさらに強化すべきと思われる。

- 事務事業評価表の「単位当たりのコスト」欄の数値は、事業費から投資的経費等を引いた金額を活動指標（1）で割った数値であるが、活動指標が2つある場合でも、1つの活動指標のみでの数値で示しており、また、当該数値が必ずしも有用とは思われないケースも見受けられる。区全体で「単位当たりのコスト」欄の数値がどの程度有用なものになっているかを再評価し、必要な改善を行うべきと思われる。また、区職員による行政評価の見直しに関するアンケート結果にあるように、人員面での効率性、適正配置に関する見直しにつながるよう評価の仕組み、評価表にすべきと思われる。
- これまでの杉並区の行政評価制度は、総合計画の進行管理を目的に実施されていたことから、政策・施策・事務事業の構成や指標の見直しをフレキシブルに行える設計ではなかった。
次期総合計画の策定にあわせた行政評価制度の再構築にあたっては、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるよう、総合計画の進行管理にとどまらず、戦略性のあるフレキシブルな制度設計が必要と考える。
- 区では現行の行政評価制度について職員へのアンケート調査を実施し、さまざまな声が寄せられている。行政評価制度の見直し・再構築にあたっては、その声を活かし、区全体で評価に取り組むことが重要である。そのためには、各部署の職員から成るタスクフォースを作り、タスクフォース主導で制度を設計し、メンバーがファシリテーターとなって評価に取り組むことも有効ではないか。
- 評価指標の指標の設定については、会議においてたびたび指摘されていることであったが、今後とも検討を重ねていただきたい。
- 現行の指標による評価は、過去年度との比較検討が必要であるため、一定期間同じものを使用することが必要である。一方、近年の現場は動きが早く、指標に収まらない新たな取組が行われており、これらの取組については、自由記載欄に記載することで対応している。また、萌芽的な取組も重要であるにもかかわらず、評価指標による評価には反映されにくい。評価指標による評価の強み・限界を評価し、評価方法について再検討することが必要な時期ではないかと考える。

(3) その他（入札及び契約に関する外部評価について）

- 現在膨大な入札案件のうちサンプルで8件程度を評価対象としているが、評価する対象が極めて限定的なものとなっている。データ分析の手法も取り入れ、2～3年の落札率等の比較などを行って、認識された異常値のある入札領域を対象に外部評価を行うなどのアプローチの改善を検討すべきと思われる。

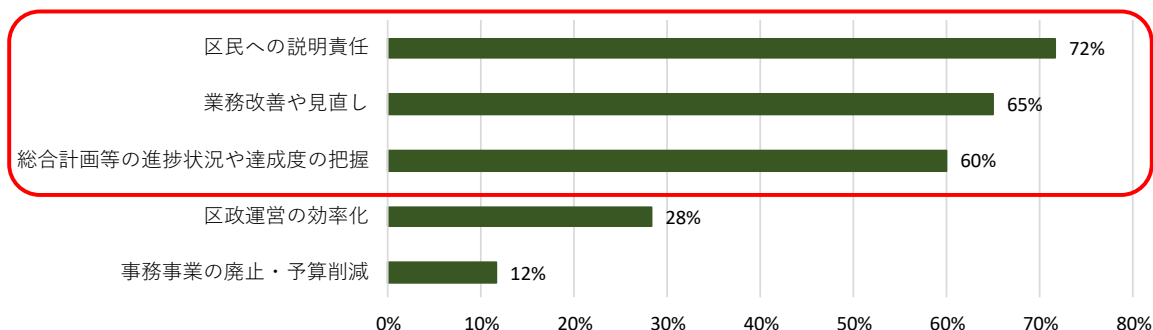
(参考)行政評価制度の見直しに向けた職員アンケート

【調査概要】

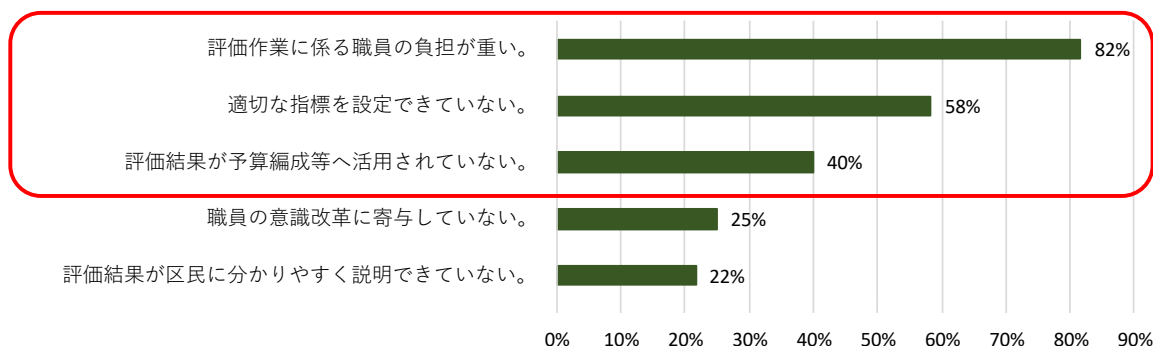
- 1 調査対象 「令和3年度行政評価」で事務事業評価を実施した課
- 2 調査期間 令和3年8月19日(木曜日)～8月31日(火曜日)
- 3 回収率 98.4% (60/61課)
- 4 調査実施元 杉並区政策経営部企画課

職員アンケートの結果<抜粋>

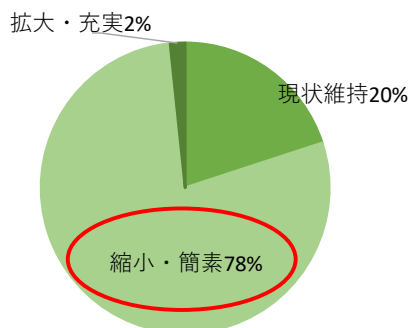
- 行政評価を実施することで得られている成果は、次のうちどれだと思いますか。



- 行政評価制度の課題は、次のうちどれだと思いますか。



- 今後、行政評価制度はどのような方向性で見直しを行う必要があると思いますか。



- 自由記述の主な意見
- ・ 全事務事業を評価対象とするのではなく、評価対象を絞った方が効率的・効果的である。
 - ・ 区民の分かりやすさや職員の負担軽減の観点から、評価対象や評価項目を縮小・簡素化の方向で見直すべきである。
 - ・ 成果を測定することや目標を設定することに馴染まない事業にまで無理やり指標を設定しているのが実態であり、改善が必要である。
 - ・ 評価作業の負担が重い割に評価結果が活用されておらず、職員のやらされ感につながっている。職員の意識改革を図る観点からも改善が必要である。
 - ・ 行政評価を実施すること自体が目的化している。

所管課ヒアリングの様子



資料編

【資料1】 外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
いわした ひろ み 岩 下 廣 美	岩下公認会計士事務所所長 株式会社サイバープロテック代表取締役社長 公認会計士杉並監査団理事 ISACA(情報システムコントロール協会)東京支部基準委員会委員
○おく ま み ○奥 真 美	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授 総務省「官民競争入札等監理委員会」専門委員 杉並区基本構想審議会副会長
たかやま えり こ 高 山 恵 理 子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
た ぶち ゆき こ 田 淵 雪 子	行政経営コンサルタント 総務省 政策評価審議会委員 総務省の政策評価に関する有識者会議委員
◎やま もと きよし ◎山 本 清	鎌倉女子大学学術研究所教授 東京大学名誉教授 財務省政策評価懇談会委員 国土交通省政策評価会委員 国立国会図書館契約等監視委員会委員

◎は会長、○は会長職務代理

※所属は、令和4年3月現在

【資料2】 令和3年度外部評価委員会の活動

回	日 程	内 容
第1回	令和3年 5月21日	令和3年度外部評価の進め方について
第2回	令和3年 8月 6日	所管課ヒアリング
第3回	令和3年 8月16日	所管課ヒアリング
第4回	令和3年11月 1日	所管課ヒアリング
第5回	令和3年11月 9日	令和2年度入札及び契約に関する外部評価
第6回	令和3年12月17日	(1)令和3年度行政評価に対する外部評価 (2)令和3年度外部評価のまとめ

【資料3】

杉並区外部評価委員会条例

平成26年 3月18日

条例第3号

(設置)

第1条 杉並区(以下「区」という。)における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、区長の附属機関として、杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続に関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続に関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、議事に加わることができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

みどり豊かな 住まいのみやこ

令和3年度
『杉並区外部評価委員会』報告書

登録印刷物番号

03-0095

令和4年3月発行



杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

FAX 03-3312-9912

☆杉並区のホームページでご覧になれます

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>